

## 総務建設委員会会議録

開閉日時 平成31年3月12日（火） 午前10時00分～午後0時02分  
会 場 高浜市議場

### 1. 出席者

1 番 杉浦 康憲、 3 番 柳沢 英希、 7 番 柴田 耕一、  
8 番 幸前 信雄、 9 番 杉浦 辰夫、 1 3 番 北川 広人、  
1 5 番 小嶋 克文  
オブザーバー 議長

### 2. 欠席者

な し

### 3. 傍聴者

2 番 神谷 利盛、 4 番 浅岡 保夫、 6 番 黒川 美克、  
1 1 番 神谷 直子、 1 2 番 内藤とし子、 1 6 番 小野田由紀子  
市民 1 名

### 4. 説明のため出席した者

市長、副市長、  
総務部長、行政G L、財務G L、  
市民総合窓口センター長、市民窓口G L、市民生活G L、  
税務G L、  
都市政策部長、都市整備G L、都市防災G L、企業支援G L、  
上下水道G L、上下水道G 主幹、地域産業G L、  
会計管理者、監査委員事務局長

### 5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記 2 名

## 6. 付議事項

- (1) 議案第2号 高浜市公共施設等整備基金の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- (2) 議案第3号 高浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- (3) 議案第4号 高浜市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について
- (4) 議案第5号 半田市と高浜市との間の一般旅券の申請の受理、交付等に関する事務の委託に関する規約について
- (5) 議案第6号 高浜市道路占用料条例の一部改正について
- (6) 議案第7号 高浜市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について
- (7) 議案第8号 市道路線の認定について

## 7. 会議経過

### 委員長挨拶

委員長 本日、委員会の傍聴の申し出がありましたので、高浜市議会委員会条例第19条第1項の規定により傍聴を許可しましたので、御了承をお願いいたします。

ただいまの出席委員は全員であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより総務建設委員会を開会いたします。

### 市長挨拶

委員長 去る2月28日の本会議におきまして当委員会に付託となりました案件は、既に配付されております議案付託表のとおり一般議案7件で

あります。当委員会の議事は、議案付託表の順序により逐次進めてまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、これより議案付託表の順序により、会議を行います。

次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の小嶋克文委員を指名いたします。

それでは、当局の方より説明を加えることがあればお願いいたします。説（総務部） 特にございませぬ。よろしく、お願いいたします。

#### 《議 題》

##### （１）議案第２号 高浜市公共施設等整備基金の設置及び管理に関する 条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問（８） この条例の改正案ですけれども、このタイミングでこの改正案が出てくる理由、これをまず教えてください。

答（財務） このタイミングで、なぜ改正案が出てくるのかという理由でございます。今後、この基金の処分というのは、本格的に始まっていくということになるわけですけれども、公共施設総合管理計画では、施設の建てかえや大規模改修といった整備にとどまらず、長寿命化に伴う維持補修、解体、撤去など、幅広い内容となっております。

また、今年度のように施設解体に伴うガラの発生など、公共施設を取り巻く新たな課題といったことも発生をしてきている状況でございます。

こうした状況を踏まえまして、基金の処分、活用について整理をして、明確にする必要が出てきたということから、改正をお願いするものでございます。

問（８） もう１件、追加でお伺いしますけれども、公共施設等整備基金というのは、これは長期にわたって学校の建てかえですとか大規模改修、これが必要になってくるということで、そのための基金ということで設けられたという意識なんですけれども。

これ、目的外にこれからも使っていけるようにするということは、変な見方をすると今年度、何度も言いますけれども、補正を追加で、予定外の出費があって、財調のほうが悪くなっている。この状況を何とかしのぎたいということで、やられているように感じるんですけれども、素直に言うと、これ、同じようなことをどんどんどんどん基金の目的外で使うためにということは、目的から外れていくような気がするんですよ。

そうなってくると、基本に立ち返るとね、やっぱり、これ予算の中で、今回でも見直していかないと、これ、財政需要というのは減ることはほとんど考えられませんので、そういう方向に持っていくっていう考えはなかったんですか。

答（財務） 今回のような基金の見直し、処分の見直しではなく、ほかの対策をという御質問だと思います。

対策につきましては、歳出削減には着手をしていかなければいけないと考えております。アクションプランの中では、経常経費の見直しを掲げております。現段階、経常経費の見直しにつきましては、その方針を作成している段階で、具体的な方針については、今後検討していくという形になりますが、そちらの面からも改革、見直しに取り組んでいく予定はいたしております。

意（８） ぜひ、本質のところ、こっちに、原因系に入っていたかないと、どんどん扶助費なんて増える一方になってくるんで、そのところ、どうやってやり繰りするか、本論のところをやっぱり、しっかり検討いただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

委員長 ほかに。

問（13） この議案第2号の件ですけれども、これは、私の理解がいい、悪いということで、ちょっと伺いたいと思うんですけれども、今、8番委員からあったようなところというのは、背景としては考えられないこともないし、非常に感ずるところもあるんですけれども、実はやっぱりここ数年間の間、多くの補正を組まれて、予期せぬ事態に対応してきたと、財政的にも対応してきたという部分に関して、議会からも大丈夫かと。財政的な大丈夫かじゃなくって、見落としはありますかと、次に同じようなことは起きませんよねっていうことを、再三言われてきたと思うんですよね。

そういったレベルの中で、やっぱり、こういう基金もしっかり活用ができやすくしておくべきだという、逆にそういう思いもあつての背景も含まれているのではないかなという気がするんですけれども、そのところは、どうなんでしょうか。

答（財務） 委員おっしゃるとおり、基金は市の貴重な財源でございます。厳しい財政状況においては、有効的、効果的に活用するといったことを考えることは、当然、必要になってくると思っております。

ただ、活用できる範囲を広げたということであっても、やみくもに活用するといったことになれば、無責任な財政運営になるということになります。その時々々の財政状況をしっかりと見極めて、活用していきたいと思っております。

意（13） まさに基金は積むためのものではなくって、いかに生かすためのものかというところが最も大事だと思いますので、これ、単に用途範囲が広がったということではなくて、より有益な活用の仕方を模索できるようになったというような理解をしていきたいというふうに思います。以上です。

委員長 ほかに。

問（3） 1点だけ、私も確認をさせてもらいたいんですけれども、今回、基金の用途の拡大というような、提案理由に書いてあるんですが、財政調整基金だと10億円を下回らないようにということだと思っております。

が、こちらのほうの公共施設等整備基金のほうは、今後いろいろと公共施設のことでもありますので、目標の金額というんですかね、積み立ての金額の年次的な設定みたいなものというものを、考えてみえるのかを教えてくださいてもらえたら。

答（財務） 公共施設の基金の活用につきましては、長期財政計画でもうたわせていただいておりますが、今後は、最大限活用していく必要があると思っております。

どこまで積むのかといった考え方につきましては、平成29年度末の残高が11億円といった金額がございます。そこがこれまでのマックスの金額になるわけですが、その金額を一つ目標にして積むと。使うということにつきましては、長期財政計画でもお示しをさせていただいておりますが、最大限使っていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

問（3） ちょっと、よくわかんないんで。ちょっとあったんですけども、29年度が11億円。今後、積み立をしていくと思うんですが、1回で例えば、全てのお金が一括で払えるというわけじゃないと思うんです。ある程度その、今回、用途が拡大するということは、議会に補正で上がってくるものというのも、今後どこかでまた出てくる可能性も、出ないほうが一番いいはいいんですけども、そういうのがあったときでもある程度しっかり対応できるような形というんですかね、その基金の枯渇するようなことがないように、最低でも、例えばどのぐらい貯めておくとかという金額というんですかね、例えば、この公共施設の整備基金に関しては、例えば財調だと10億円ということですけども、同じように例えば10億円は必ず置いておくのか、それとも使う分だけ使っていくのか。

答（財務） 長期財政計画では、平成40年度までが非常に厳しいといった結果になっております。先ほど申しましたように、公共施設のこの基金については最大限活用をしていきたいと考えております。計画上では枯渇するシミュレーションになっておりますので、その辺は御理解いただきたいと思えます。

答（市長） いろいろと御質問が出ました。担当が言っておるとおりですが、一つは公共施設の基金をなぜつくったのかというところに

立ち返っていただくと、要は、その起債をするのにもある一定の財源があるんですよ、全部起債ができるわけじゃない。公共施設の課題をやっていくときに、我々、どのぐらい財調以外に基金があるかというのをやったときに、数千万円しかなかったという、7,000万円ほどでしたかと思うんですけれども。これでは、とても順次やっていくときに、起債に対してもととの一般財源が全然ないということになってしまいますので、財調を使う。ところが財調では、ほかの財政需要に対して出していくのがあるものですから、財調を使い過ぎてしまえば、基金がないと起債もできないということがあって、この基金をつくったということになります。

だんだん国のほうも変わってきて、取り壊しなんかも、当時は起債ができなかったんですよ。全部、一般財源というか、自分のところが持っているお金でやらなければいけなかったものが、起債ができるようになったというふうに変わってきておりますし、公共施設の課題も、取り壊しだとか、それに付随して今回もアスベストだとか、ガラの問題とかありましたが、そういった、さらにこう財政需要が発生するような場面も出てきています。

だから、公共施設の課題に対する部分で使っていくっていうことは、何ら変わっておりませんので。なおかつ、どのくらいを目途にっていう話であれば、次にやっていく計画の中で、起債ができないような状況にならないような、起債の元になるような基金の残高がなくてはできませんので、できるだけ公共施設の基金の中で、起債の元になるその一般財源の積みである部分が確保されるぐらいの額は残しておく。ただ、今申し上げたように、これからは使っていくほうなんで、どんどん積み増すというわけにはいかないんですよ。次の事業に向けて、準備ができるだけの基金は持ちながらやっていくということでございます。

問（3） 長期財政シミュレーションを、議員、皆さんいただいているんですけれども、それは、これの用途拡大も加味した中での計算。

答（総務部） 用途拡大も加味をいたしております。平成21年度に公共施設等整備基金ができました。その当時は、学校整備でありますとか保

育所整備、都市整備、基盤整備、生涯学習整備、そういったものの新增築にかかるものに対応するための基金でした。御案内のように、当市では平成23年度から公共施設問題に取り組みまして、国のほうも平成26・27年度から総量の圧縮でありますとか、機能移転でありますとか、長寿命化、こういった動きがきております。そういった政策に合うように、今、高浜市が進める公共施設の総合管理計画の推進に合致するような形で今回の見直しをさせていただいております。

先ほど、基金を公共施設整備にどれぐらい積むのかということですが、けれども、まず、当市が抱える大きな問題として、平成30年度から40年度の第1波、平成40年度から50年度の第2波ということがあります。それに向けていかに活用していくかということですので、積む目標も必要ですが、けれども、そういった問題に対応するために基金を活用していくという視点も必要であろうかと思っております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第2号の質疑を打ち切ります。

(2) 議案第3号 高浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問 (15) 今回の、この、ごみ袋の有料化になるわけですが、もちろん、この一つの大きな目標がごみ減量化でありますけれども、もちろんこれ、ごみの減量化というのは有料化だけじゃないと思うんですが、まず1つは、この有料化に伴って、どのぐらいの減量を見込んでおられるのかということ。

それから2点目が、もしこれで有料化になりますと、現状も多分、不



法投棄があると思うんですけれども、この不法投棄に対する対策。

それから3点目が、この低所得者への対応をどうしてきたのかということ、ちょっと3点ばかりお願いいたします。

答（市民生活） まず、御質問の1点目の減量の見込みというところでございます。ごみ処理基本計画の最終年度、平成35年度が1人当たりの可燃ごみの量を400グラムっていうふうに目標を定めていますので、そこに向かって進めていきたいと考えております。

次に、心配されます不法投棄対策でございますが、これ、過日の一般質問でもお答えしておりますけれども、現状でも今、現場に出向いて、不法投棄の対策をしております。根絶ができれば一番いいんですけれども、出てしまう部分もありますので、これも引き続き強化しながらやっていきたいなと思っております。

3問目の低所得者対策につきましては、先の総括のときにもお答えをしておりますけれども、ごみ袋を有料で買っていただいております市町村も参考にしておるんですけれども、今のところ、その生活保護の方々には対応しておらないということで、引き続きそういった各市を調査をしながら、注視もしながら、状況を確認していきたいと思っております。以上でございます。

問（15） 最終年度が400グラムっていうことなんですけれども、現状が、この前もらいました資料を見ますと、30年の実績で目標値が470で、実際が564と、100グラムばかりオーバーしちゃうんですけれども、要するに僕が聞きたいのは、有料化することによって、具体的にはどのくらいのことを、さっきも言いましたが、いろんなことを施策を打っていくと思うんですけれども、有料化することによって、これだけはやっぱり減らす、このぐらいは減らしていくんだよという、そういった思いがあるのかなのかという。

答（市民生活） ごみの減量を見える化して、どれくらいを見込んでおるかということでございますけれども、最初の平成16年度につくりましたごみ処理基本計画では、ごみの有料化で約5%減るんじゃないかということで、38グラムというのがありましたけれども、計画を以前、立て

ております。

昨日、ちょうど夕方のニュースで東浦町さんが本年4月から有料化になるということで、特集を組んでおり、ちょうど見る機会がありまして、先行して有料化を進めています知多市さんのほうが、やはりその有料化にしてから、ごみが12から15%減ったということが報道されておりましたので、そのあたりが大体見込める数字じゃないのかなと、期待をしております。以上です。

問（15） 低所得者への対応なんですけれども、有料化をしているところで、実際にそういった制度を設けているところはありますか。もし、近隣とか、県内でもいいですけれども、もしそういった状況があれば。

答（市民生活） 先ほどお答えした近隣市、碧南を除く5市と、今回参考にさせていただきました津島、愛西、弥富等々が、そういったものがないということもございます。

昨年8月でしたか、委員会のほうで逗子さんのほうに視察に行かれておりますけれども1袋80円ということで、ちょっと高めの設定ということで、そちらのほうでは、そういった配慮がされているというふうにはお聞きをしております。以上です。

問（15） これから、要するに町内会を通じて、この袋が1軒1軒配布されることがなくなるんですけれども、当然、今度は自分で、店舗まで出かけて買わなければならないと。そうなりますと、例えば、本当に高齢者なんかにはもう、歩くのもおぼつかないような方がみえます。そういったことで、例えば、もっと店舗を増やすのかとか、または実際どっかに頼んだら郵送してくれるのかという、こういったこともちょっと考えてもらえないかということも思っているんですけれども、そこら辺のことをどうでしょうか。

答（市民生活） 買い物が非常に難しい高齢者への配慮、というところだと思います。ごみ袋だけじゃなくて、これ、食品についてもそういうことが言えると思いますので、トータル的に、パッケージで考えていく必要があるのかなと思っています。食材も含めて、ついにごみ袋もということもあろうかと思っていますので、それは、ちょっと課題として受け

止めさせていただきたいと思います。

委員長 ほかに。

問（7） 2、3点お聞きしたいと思います。まず、有料化に対しては、そう反対ということはないんですけれども、ただ、説明会に出席をさせてもらったときのごみ袋の有料化について、処理計画で平成30年度目標が470グラムに達していないので、ごみの減量化を目指して有料化に指定袋の無料配布をやめて有料化にするということを行ったんですけれども、そういった説明があったんですけれども、ただ、私の言いたいのは、要するにごみ処理施設だとか、そういった総額を出して、なぜ、そのごみ1グラム当たりに対して、どのぐらいの経費がかかっているのかとか、そういったような説明が全くなかったんですけれども、それに対してかなりの反対というのか、意見がそこら辺出たんですけれども、なぜそういった説明をしないのか。

それと、たまたま衛生組合の議員をやっとるんですけれども、一応、総量に関して言いますと、人口が、要するに平成28年度から29年度の2カ年で見ますと、人口が1.64%増えているのに、ごみの総量というのか、それは1.1%の増じゃんね。ある程度、減量というのか、そういったことがあるんですけれども、一応、総ごみの搬入量に関しては、高浜市は、平成28年度1人当たり年間306キログラム。それが平成29年度は、301キログラムになって、要するに人口が増えとっても、総量は減ってはいるんですけれども、そういったことの説明だとか、いろいろ衛生組合のほうの説明を、なぜ若干でもしないのか。そこらへんと。

それと、この7月から上げるという、この時期、なぜ途中でやるのか、極端な言い方をすれば、平成32年の1月からやるとか、なるべく、こうPR期間を増やしてほしいというふうに思っとるんですけれども、そこら辺の関係は、どう思われておるのか。

答（市民生活） まず、3点御質問をいただきました。地元説明会、地域説明会のときに、施設の経費だとかをなぜ出さなかったのかというところがございます。今回の有料化というのが、ごみ処理基本計画の目標が未達になるということが予想されるということで、ごみ処理基本計画

に基づいて無料配布を中止し、有料化ということになります。

先ほどもお話ししましたが、この4月1日から東浦町さんが、ごみの有料化というのをやります。この東浦町さんの中には3つ目標がございまして、まず1つがごみの減量化。要は、可燃ごみの排出量や減量化、資源の分別の向上につなげることが期待できること。

もう一つ、2つ目が住民負担の公平性ということで、世帯ごとに可燃ごみの排出量に応じて負担をいただくことで、住民負担の公平性につながる。

ここは今の御質問に絡むんですが、3つ目の目標のところ、財政負担の軽減ということがございまして、住民の皆さんの手数料を負担いただくことで、財政負担が軽減されるということでございまして。衛生組合の話をする、この3番の部分に、若干該当をしてくるよということで、今回のごみ処理の部分の有料化につきましては、基本計画の達成を見込めない。その中に、ごみ処理基本計画に書かれていることを実行するという、衛生組合のほうはあまり御説明をしておらなかったというのが、一つ原因でございまして。

次が、衛生組合の処理。ごみの量のところもございましてけれども、平成28年度が、高浜市の部分が306キログラム、平成29年度が301キログラムということでございました。お隣の碧南市さんが28年度が346キログラム、29年度が345キログラムということで、構成をする碧南市さんと比べると、高浜市のほうは、非常にごみ減量のほうに取り組んでいただいたと考えております。これを引き続きやっていきたいと思っております。

3番目の、なぜ7月1日なんだと、32年1月ではいかんのかと、もっとPR期間を持ちなさいよという御意見ですが、7月1日にした理由は、この今お配りしている袋が、平成31年6月末部分までお配りをしております。既にお配りして、各家庭に届いておるわけなんですけれども、今回お配りした分を最後にさせていただきたいなというふうなところで、31年7月1日から無料配布しませんよ。イコール有料化ということで、計画をさせていただいたものでございまして。以上でございまして。

答（市民総合窓口センター） 今回の、5地区回らせていただいて、柴

田委員も今、数値のことを言われたんですけれども、つくづく感じたのが行政のPR不足だということがございましたので、今後、広報だとかホームページ、チラシ、あらゆる機会を捉えまして、市民の方にどういったらごみが減るかとか、そういったことを具体的な例を示して、積極的にまたPRのほうをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

意（7） PR期間が、とにかく市民は、ごみ処理基本計画はあまりね、そんな熟知されてないというのか読んでない方がほとんどだもんで、そこら辺の説明の仕方が、一つの問題があると思うんですけれども、とにかくPR期間をきちんと設けて、ある程度、市民に対して苦情が出ないような形でPRを一生懸命進めてもらうということで。

4月から、とにかく広報が1カ月に1回というふうになりますので、残りが3回ほどしかないもんで、そこら辺で徹底して、その特集みたいなものを組んでいただいて、7月なら7月から上げるとか。それがだめなら32年の1月からにするとか、そこら辺のあれをきちんとやっていただきたいというふうに思います。以上です。

答（市民生活） ありがとうございます。PRのほうは、しっかりさせていただこうと思っています。3月22日に御議決をいただければ、そこからでも進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長 ほかに。

問（8） まず最初に、今、町内会に入られてみえない方に、ごみ袋を配るときに、どういう形でどういうことをアナウンスして配られましたか。

答（市民生活） 町内会未加入者へのごみ袋の配布というところでございますけれども、町内会未加入者につきましては、市民生活グループのほうにお越しいただきまして、ごみ袋を、名簿を確認し、お配りをさせていただいております。そのときに合わせて、総合政策のほうから依頼がございますので、町内会の加入も合わせて、チラシをお配りをしておるという状況でございます。

問（８） 7月から、ごみの無料配布をやめますっていうことをアナウンスしましたよね。

答（市民生活） ごみ袋の無料配布のアナウンスにつきましては、このごみのリサイクル分別カレンダー、こちらに無料配布の中止を検討はしていますという形で記載をさせていただいて、30年7月分のほうから、記載をさせていただいております。

問（８） ものすごく疑問に思うんですけども、これ、条例の改正ですから、議会で議決されて初めて展開ですよ。それが、何で先にやられるか、その辺まずお答えいただきたい。

答（市民生活） 決定ではございませんけれども、そういった形で今、検討していますよということのアナウンスをさせていただいたというニュアンスであります。

問（８） 町内会の回覧板でも、町内会加入者に回覧板だけ回ってきたんですけども、中止しますって書かれていたんですよ。検討しますなんて書いてないんですよ。要は、伝え方が問題あるんじゃないですか。

要は、先に議会で承認されて、そこからやるのが筋じゃないの。

答（市民生活） 4月から廃止、有料になりますっていうそのチラシが、ちょっといつの段階でお配りされているものなのか、私わかっておりませんが、私どもが今、このリサイクルカレンダーで載せていただいたのは決定事項ではないということで、検討させていただいております。

答（市民総合窓口センター） この2月の町内会・行政連絡会でも、そういった町内会の支援策、それからあとごみ袋の価格とか質問がございました。お答えしておりますけれども、ただ、議会の議決が前提であり、あくまで予定だということで、常にそういった意識を持って、私どもは発言のほうをさせていただいておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

問（８） 実は、この日曜日に町内会の総会があって、呼ばれて、その席で市長が、7月から廃止しますということをお話したんですよ。検討しますじゃなかったですよ。これは何、行政の中での意思疎通がうまく

できていないこと。

答（市長） いささか言葉足らずであったのかなということを思いますが、議会に上程をさせていただいた中で、我々も一応出したということでございます。

まだ町内の御説明の段階では、議会に上程されていませんので、もちろん議決が当たり前ですが、一言足らなかったんだとすれば、その部分であります。議会に上程させていただく以上、我々はこうして進めるということを公式にお話をさせていただいたということでございます。

問（８） それはそうとしても、逆に言うと、議会の中で揉んでから、ここで説得できないことが、市民をどうやって説得できるか、そこがまず知りたい。

答（市民生活） 市民の皆様方に御納得、御理解いただくために地区説明会を開催させていただいております。

問（８） もう１点疑問に思っていることが、周知するとか、今おっしゃってみえたけれども、これ、町内会未加入の方は、ここに、窓口に来て話を聞いているんですよ。自分も会社の中で従業員に聞くと、町内会加入者はほとんど知らない。要は、町内会に加入している人は、回覧板で回っただけで、そんな話っていうのは、今度ね、ごみ袋が配られるとき、来ない、来ないっていう話のところで初めて気づく。そんな話になっちゃうと思うんですよ。

説明会にもね、５小学校区で実施されたっていうふうに言われていたけれども、全部合わせて100名弱ですよ。たしか、そういう説明でしたよね。100名いっていなかったと思います。その状況で、本当に7月から実施されるんですか。

答（市民生活） その町内会加入者に限っての、そのPRの部分。知らない中で7月を迎える方がおるのではないかとこの御質問だと思いますけれども、先ほどの御質問もありましたけれども、この周知、PR、その部分の中でしっかりと7月1日から有料化になりますよということで、ホームページ、広報、チラシ、そういった部分も含めてPRをさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたし

ます。

答（市民総合窓口センター）　今、町内会の関係を言われたんですけれども、町内会には昨年4月の行政連絡会の際に、可燃ごみ排出の、これはごみ処理基本計画に載っておるんですけれども、減量が進まないときは世帯人員による一定枚数の無料配布を廃止し、指定ごみ袋の有料化を進めますということでありますので、そのときには最低530グラムから540グラムということで、なかなかごみの減量化が図れないということで、そこでは指定袋の有料化を検討するとともに、有料化による財源を活用いたしましたごみ収集関係での町内会支援策も検討してまいりますというふうで申し上げました。

6月に配布いたしましたリサイクルカレンダーにも、先ほどリーダーが申し上げましたような文言を入れさせていただいております。

それから8月に開催されました町内会・行政連絡会の際には、可燃ごみ指定袋の有料化によるメニュー案、町内会支援策、こういったものも一応お示しさせていただいて、それで町内会の方に意見のほうをいただきたいということで申し上げて、10月の連絡会では町内会様からの意見の取りまとめ結果を報告させていただきました。

それから、12月の連絡会の際には、質問に対する回答を申し上げてきたという経緯がございますので、よろしく願いいたします。

問（8）　これ、市民全員に関わることなんですよね。全世帯が、やっぱりごみというのは排出するんですよ。中央公民館で、中央公民館っていうのはね、特定の団体だとか、ほぼ全員かもしれないですけども、よほどたくさんの方が、ごみのほうに関係するはずですよ。そこよりも説明の仕方が粗いというのは、それはどういう意味なのかなと思って見ていたんですけれども。

以前から言っているように、ね、前の森市長のときに、資源ごみの立ち当番、これをやるときに町内会の役員じゃなくて、町内会員を集めて説明会を実施されているんですよ。どうしてそこまで踏み込もうとしないのかっていうのと。

あともう1点、減量化が目的にしても、ごみ袋が有料化されるって



う話しか伝わっていないですから。その辺のところをやっぱり、目的を明快にしていかないと、聞いているほうがね、どういうふうに、なんで有料になったのっていうのはね、理解されていない方がほとんどだと思うんですよ。行政連絡会を言われるけれども、町内会長が1軒1軒説明して回るんですか。総会っていったって、班長、これ、見ていても7・8世帯、10世帯に1軒、1世代が代表で入ってきている。新旧がおったとしても、5世帯に1世帯ですよ。残りには、伝わらないですよ。広報っていうふうにおっしゃられるけれども、広報って、微に入り細に入り、全部見ますか。やっぱりその辺のところの見方、考え方っていうところは、しっかり展開の仕方を考えていただかないと、これ影響の範囲が大きいですから。ものによってどういう伝え方をするっていうのはやり方の話だと思うんで、その辺どう考えてみえるか、話していただきたい。

答（市民生活） まず、ごみのことは、全ての市民に影響を及ぼすということ間違いありません。それも減量化に取り組んでいくために、皆さんで取り組んでいきたというふうに、志を持っております。

先ほど分別の回収、平成7年10月からの分別収集の開始のときは、町内会のほうに出向いて説明をしておいた、説明会を開催したということで、私も当時の広報も見ながらも、そういったことはやっておくことは、承知しております。これにつきましては、分別収集という新たな取り組みを開始するという、これが一番大きなところだと思います。それに合わせて、今まで何の袋でもよかったものを指定袋の導入をしますよと。合わせてクリーンセンターも10月1日から稼働しますよというところもあって、いろんな新たな取り組みに対する説明という部分で、分別の説明会を町内会単位でやっておいたというふうに、私は理解しております。

次に、皆さんが、ごみ袋の有料化だけが言葉が出て、ごみの減量化というところがなかなかコメントとして上がってこないよというところの御心配だと思います。今回、有料化にする最大の目的は、さらなるごみの減量化、これは間違いございません。地区説明会や個別の町内会の説

明会に行っても、ごみの減量化に対して反対の方は一切おりません。皆さん共通認識でございます。ですから、その共通認識を3つ目の御質問にもありますけれども、いかに我々が市民の皆様へ周知をしていくか、PRをしていくか、ごみの見える化ができるか。そういったところに、今からが焦点がかかってくるんだらうなと思います。こういったところの御意見は、地区説明会でも、やはり行政のほうからもうちょっとPRだとか情報提供してくれよということは、要望を受けておりますので、そういった部分も含めて、私どもは進めていかなければいかんかなと思っておりますので、何とぞ御理解を賜ればと思います。

問（8） もう1点、確認させてください。このごみの減量化の目標値、これどうやって定めたのか僕もよくわかりませんが。これ減ってくるには、何らかの手を講じないと、自然に減少するなんてあり得ないんですよね。以前、廃プラとかでプラスチックは資源ごみとして出してくださいとやられて、そのときに多少、容量が主体になるとは思いますけれども、減ったかと思えます。それ以降、何らかの手を打ったかということ、まずお伺いしたいんですけれども。

答（市民生活） 今、ごみ処理基本計画ができたから、容器包装のプラが本格的導入したのが平成20年4月でございます。その後、どういう当たりのところで、ごみの減量化につなげるような施策をしてきたかという御質問だと思います。取り組みとしては、当然ながら生ごみ処理機の補助の拡大、コンポストの購入補助費だとか、そういったことの補助制度の拡充っていうのは、やってまいりました。あと新たな分別品目で、これを足していくというところは今、細かな分別の種類の変更はありますけれども、大きな取り組みというのは、その後は、ないとは思っております。

問（8） 前から本当に疑問に思っているんですけれども、庁舎内のごみね、ごみ箱あるじゃないですか。あそこっていうのは、廃プラだろうがなんだろうが、全部一緒ですよ。一般の家庭なんかでいうと、そこで分けて、集めているじゃないですか。やっぱり、そこからじゃないんですか。

それと紙もね、資源ごみで出されないっていうけれども、紙自体出てくるから。それと、平日に回収ですよ。平日、要は、仕事に行く途中に毎回出せばいいですよ。そういう事情もあって、通常の可燃ごみで出さざるを得ない、そういうことだって十分考えられると思うんですけども。その辺のところをどうやって考えてみえているのか、ちょっと確認させていただきたい。

答（市民生活） 平日の回収なので、なかなか出せないの、ついつい可燃ごみとして出してしまうかもしれないという御主旨だと思います。これも、きのうのテレビで報道されておったんですが、先行した知多市さんの市民のインタビューがされていました。そのインタビューで女性の方でしたけれども、ごみ袋の中に資源ごみが入っていると、それを出さなければいけないなということで、意識改革が進んだというふうに言っておられました。やはり、そのごみの減量に対する市民の皆様方の、意識改革の一つの大きないい機会だと思っていますので、さらなるごみの減量化につなげていく、そういった形での機会にさせていただきたいなと思っております。

委員長 ほかに。

問（13） この議案第3号に関しては、説明会等にも出させてもらって、さまざまな場面でさまざまな市民の声を聞かせていただいているんですけども、一つお聞きしたいのが、市民のほとんどの世帯に関わるごみの件に関して、ごみ袋の無償配布というのが、今の時代に合った市民サービスだと思っておりますか、行政として。

要は限られた財源を、より、この市民のために有益に使っていくという使命を与えられているわけですよ。そういう中でいうと、市民の方々が努力することによって、それぞれの世帯がそれぞれの世帯別で恩恵を得られることを、わざわざ無料でごみ袋を配る。無料で配るっていったって、ほしだけくれるわけじゃないじゃないですか。余るところもあれば、足りないところもあるわけですよ。足りないところは、もう有料ですよ、既に。それが市民サービスですか。今の時代に、私はそぐわないと思うんですよ。そういう背景っていうのは、必ずあると思う

んですよ。

先ほど、リーダーが東浦町さんの例でも言われていましたけれども、広く多くの方々に御負担いただくんだと。けどその負担は、努力によって本当に解消されていくところも大きいんですよ、というところが、これが全然伝わっていないんですよ、多分、市民の方々には。これ、非常に大事なところだと思うんですけども、そのところを、先ほど東浦町さんの例を言われていましたけれども、高浜市としてはどうなんだろうかというところを、少しお聞かせいただきたいんですけども。

答（市民生活） 13番委員様の、今の市民サービスに、時代に合っているかというところの1点目でございます。平成7年10月に、この無料配布という制度をスタートさせておりますが、当時と今を比較しますと、大きく違っておるのが、外国人の方が非常に増えているというところは、1点挙げられます。あと、町内会の加入が云々、低下というところもありますけれども、あと、2世帯が増えてきているようなところがあります。

1例を申し上げますと、例えば、外国人の方が1つのアパートにお住まいになるときに、1人で住むということは、まずございません。単身で、5人とか6人でお住みになられる方がおられます。そうしますと、今、世帯人員に応じたごみ袋をお配りをしておるということは、5世帯であれば年間80枚渡ししますので、400枚の袋がその1つのアパートの部屋にお配りをされるということ。そういったところを踏まえると、今のそのサービスに、この今の無料配布のものがマッチしておるかと言われると、ちょっとそうではない面もあるのかなというふうには認識しております。

そういった部分も含めて、やらせていただきたいなと思っています。先ほど申し上げましたように、ここでごみ袋が有料化になれば、先ほど東浦町さんの例もあります住民負担の公平性、ここの部分が非常にクローズアップされてくるのかなということで、ここも含めて我々はPRをしていかないといかんかなと思っていますので、大変ありがたい御意見いただきまして、ありがとうございます。

問（13） 今のが、外国人の方々の生活スタイルに関しては、あんまりそぐった答弁ではないと思うんですけれども、どちらにしても、やっぱり市民サービスのあり方っていうのは、やっぱり少し変わってきているというのは、現実だと思うんですよね。これは、もうこの件だけではなくって。結局、これが市民サービスの低下につながるかは、私は思わないんですよ。その辺のところをしっかりとお伝えをいただきたいというところと。

それから総括で、たしか町内会の資源ごみ等の関係での支援策で、さまざまな政策を各町内会さんが考えておるといってお話の中で、結構そのごみ袋を立ち番のお礼で配るだとかなんとかというお話も言われていたと思うんですけれども、もう、これも既に、伝わり方によっては、町内会さんを使って無料で配っておるんじゃないかという話にしかならないんですよね。そうじゃないんですよ。町内会さんは、町内会さんの政策としてやってみえる。高浜市は、今回この無料化をやめて、ごみ処理料を有料化するっていうのは、これは市の政策としてやっているわけであって、別の話じゃないですか。たまたまそのごみ袋っていう媒体が同じだから、同じに語られてしまうんですけれども、その辺のところもきちんと伝えていかないと、我々の姿勢はこうなんですと。町内会さんは町内会さんで、さまざまなその町内、町内会のことを考えてやられておるんだというところを、伝えていかなきゃいけないと思うんですよね。

そのこのところを、いかにも稼いだ金はみんなに分配して、環境に使っていくんだけど、そこでじゃあ、ごみ減量につながる施策を何かやるのかっていうと、例えば今回の予算書を見ても、そのごみ減量化につながるものがどっかに何か、去年と違うことが載っているのかという、それが見えないですよね。減量するための、この間、説明会で言っていたじゃないですか、リーダーも。水分がすごく多いんだから、水切りネットをできるだけ使ってくれとか、できるだけ何かものを絞って捨ててくれとか、言ってみえたじゃないですか。そういうセミナーでも何でもね、やるっていうような姿勢がやっぱり見えていなければ、その両輪を動かさなければ、市民にはさらに伝わらないという気がするんですけ

れども。

そういう部分に関しては、この議案の質疑ですから、予算の質疑をするわけにはいかないんで、そこは聞きませんが、とにかくそのようなことをPR。議決後にPRとともに、こういうことをやっていくっていうところがなんかしら、もし思っているところがあれば、お聞かせをいただければと思いますが。

答（市民生活） 先ほど来、PRというところが非常にポイントだなというふうに考えております。私どもは、本当にこのPRということが重要だということは、地区説明会をやった中でも、やはりその皆様方からのニーズが非常に高かったというところがございます。もう少し具体的に言えば、先ほど13番委員さんが言っていただけましたように、どうしたらごみが減らせるんだ、減量化につながるんだと、具体的な方策、方法をもっと教えてくれよと、周知してくれよというような要望も、多々いただいております。

そういうところも含めて、PRの中にしっかりと周知をしていけたらなということで我々はその準備をし、実行していきたいと考えておりますので、何とぞ、よろしく願いいたします。

意（13） 最後にしますけれども、とにかく、ごみの問題というのは大事な問題であって、ごみを減らす努力をするっていう意識を持つところ、持たせるところというのは、我々が環境条例と俗に言っていますけれども、つくったときも、つくったあと一番思ったのは、やっぱり子供さん向けのセミナーみたいなものが、一番、親御さんを振り向かせるということをしたことがあります。お父さん、お母さん、それじゃあだめなんだよとか、こうしたほうがいいんだよとかっていうと、必ず親はそのことを聞いて実行する、という話も聞いたことがありますんで。

ぜひそういったところも含めて、ごみの減量のPR、ごみ袋が有料になったよというPRっていうのは、私はそんなに必要ではないと思います。逆に言うと、知らなかったから買っちゃったじゃないっていう苦情が来るぐらいのもんだというふうに思っています。そういう、ごみ減量のほうのPRをしっかりやっていただくことをお願いして終わりたいと

思います。

委員長 ほかに。

問（7） 最後にお願ひだけしておきますけれども、先ほどの答弁で、この6月末でごみ袋がなくなるというようなことを答弁されたと思うんですけども、新しい、例えばごみ袋に関して、ごみ袋の上にPRというのか、ごみ減量に対してのそういった図柄なり、何か施策というのか、そういったことは考えておみえになるのか。それだけ最後に。

答（市民生活） 現在のごみ袋に、これも今検討して、デザインもある程度つくっていますが、ごみの減量を進めましょうということで、縛り口の下の部分に記載をさせていただいて、皆さんの目に止まるように、減量に努めていただくように、そんなことでPRもしていきたいと思っております。

問（8） 今回、ごみ袋の有料化というのが手段として出てきているわけなんだけれども、以前からね、公共施設の利用料金の見直しの話があって、事務事業もやるのかということ聞いたことがあるかと思ひます。

要は、どうひう考え方の世界。市民に、全員にかかるところで、どんだけの負担を求めるとひう受益者負担の考え方、負担割合。ここを、ごみ袋だけ出してくるってひうところが、これがね、やっぱり理解しづらいというか、ほかの事業もいっぱいあるわけですよね。公共施設があって、その辺の考え方の整理自体がどうなっているかというひのは、財務グループになるのかな。そういうところをしっかりとやってくれないと、パラパラパラ個別の担当してるところでね、ばらばら出てきて、それでやっていくのかなというひのをちょっと気になるんですけども、その辺はどうなっているんですか。

答（市民生活） このごみの関係だけでどれぐらいの負担になるかというひのを計算をしておりますので、お答をさせていただきます。4款2項1目の、ごみ処理リサイクル推進事業で、3つの事業がございます。ごみ減量リサイクル推進事業、ごみ収集運搬業務等委託事業、ごみ処理事業ということで、この31年度予算の当初予算ベースでいきますと、1番最初のごみ減量リサイクル推進事業が4,859万6,000円。ごみ収集運搬

につきましては、2億2,513万9,000円。ごみ処理事業、衣浦衛生組合の分担金がほとんどでございますが6億1,173万9,000円。合わせて8億8,547万4,000円という状況でございます。今回、歳入で見込んでおる額が3,800万円。これ単純に割り返しますと4.29%の割合ということになりますので、ちょっと、ここで賄うには当然ながら厳しいものがあるというふうな理解をしております。

答（総務部） 議題の範囲もありますので、端的にお答えをさせていただきます。受益と負担につきましては、公共施設の利用料のところで見直しを検討いたしております。

行政サービスは公共施設だけではなくて、多様にわたります。多様にわたるものの統一基準というものは、それぞれのサービスで異なるので、それはなかなか定めにくいものがあります。一つ公共施設については、料金をどういう基準で設定していくのか、この部分については、全庁的な統一基準を定めていくことで、財務グループのほうで進めているところでございます。

委員長 ほかに。

問（3） 1点だけ、確認をさせていただきます。今回40円の袋が20円に、30円のもの15円にということで話がありまして、先ほどもリーダーの答弁で他市のほうが12%から15%減っていますということだったんですけども、この金額設定、いろんな金額を設定している市町があると思うんですけども、高浜市は平成35年までに400グラム減らすという話なんですけども、この金額設定で、その目標値をクリアできるのかどうか。

ほかの市町で、中袋で20円、小袋で15円のところが、実際、どのぐらい減量したというのを踏まえた上でこの金額設定をしたのかどうか、その点だけお答えいただきたい。

答（市民生活） 今回の価格の決定の検討のところでございますけれども、40円を20円、30円を15円にしたら目標が達成できるかというところでございますけれども、この値段だと、まだちょっと厳しいかなというのが率直な感想です。

あと、値段を決めたところにつきましては、総括のときもお答えして



いますけれども、愛知県内で本市と同じようなサイズの指定袋を使用しております、津島、愛西、弥富などを調査し、いずれも中袋35リットルが1枚20円。小袋25リットルが1枚15円というところがございましたので、そちらを参考とさせていただいて、愛知県では平均的な価格になるところで決めさせていただきたいなというふうに考えております。

意（3） 基本的にごみ減量というと、金額だけではなくて、共通認識というお話も先ほどありましたので、前回から出ている紙ごみに対する減量の仕方の対策も含めて、また共通認識を市民の皆様にも持っていていただくという部分も、早急にちょっとまた考えて、議会のほうに示していただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第3号の質疑を打ち切ります。

（3）議案第4号 高浜市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部  
改正について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第4号の質疑を打ち切ります。

（4）議案第5号 半田市と高浜市との間の一般旅券の申請の受理、交  
付等に関する事務の委託に関する規約について

委員長 質疑を行います。

問（8） 一般旅券の話なんですけれども、高浜市単独でできないとい

うのはコストもかかるし、いろいろ問題があってやれないんだろうな思うんですけれども、なんで半田市になるんですか。定住自立圏で刈谷市とか、別の分野は別にしてもね、そういうことを考えると、なんで半田市にもっていったのかというのが、よく理解できないんですけれども。

答（市民窓口） ただいまの御質問についてお答えします。半田市と事務の委託に至った経過といたしますのは、昨年1月と3月に開催されました全員協議会でも御説明させていただいておりますが、旅券法の改正に伴いまして、県への法定受託事務であったものが、県から市町村への再委託が可能になったということに伴いまして、高浜市の旅券申請者の大半が利用している知多旅券コーナーなどが平成31年3月末で廃止されるということが一番大きな始まりとなります。

これを受けまして、高浜市の旅券窓口事務について、委員おっしゃられましたように、いくつかの選択肢を検討する中で、他自治体との共同設置という選択肢もありましたので、広域行政の推進を所管いたします総合政策グループとともに検討を進め、最終的に半田市を始めとする3市3町で共同設置により旅券事務を実施すべき、という判断に至っております。

判断に至った経過といたしまして、まず選択肢として5つ検討させていただきました。1つ目が高浜市単独で設置した場合。そして2つ目がお隣の碧南市と共同設置した場合。それから刈谷市と共同設置した場合。4つ目といたしまして、議案に上がっておりますが、半田市を始めとする2市3町との共同設置をした場合。そして最後に、特に高浜市としては動かずに、そのまま名古屋にあります愛知県旅券センターを御利用いただく場合ということで、5つの選択肢を考えました。その中から、高浜市民の皆様の利便性、委員もおっしゃられましたが窓口事務実施に係る費用、コストを踏まえまして、半田市を始めとする2市3町との共同設置を選択するのが一番ふさわしいのではないかという判断に至っております。

まず、その利便性という点では、高浜市からの旅券申請者の70.8%が半田市にある知多旅券コーナーを利用しております。そして、費用面と

いう面では、高浜市単独あるいは、ほかの市との共同設置に係るランニングコスト、29年の10月時点での概算になりますけれども、そちらのコスト比較をした場合に、半田市を始めとする2市3町と共同設置することが、概算で毎年100万円以上の差異が生じてくること。以上、利便性と費用面の2点から最終的な判断に至ったということでございます。

問（8） 今、御説明のあった利便性のお話ですけれども、半田市を利用されていると言われましたけれども、今、高浜市民が今の状態でパスポートを申請しようとする、半田市か名古屋か岡崎か、そういうところしかやってくれないんじゃないんですか。

答（市民窓口） 今現在ですけれども、高浜市民の方が、旅券申請を行う窓口として一番多いのが、委員おっしゃられました半田にあります知多旅券コーナー。そして、2番目に多いのが名古屋の愛知県旅券センターです。あと、岡崎にあります西三河旅券コーナー、あと、豊田の豊田加茂旅券コーナー、豊橋のほうにある東三河旅券コーナー、そして尾張旅券コーナーということで、今、高浜市民の方は6ヵ所、実績では旅券申請をされているという状況です。

問（8） 今、たまたまそこしかないから一番近い半田に行っているだけで、利便性からいうとね。これ、逆に思うんだけれども、車のある人は、半田はすぐだよ。ところが、これ車のない人が旅券申請しようすると、今、知多バスも高浜から半田に渡ることできないし。そういうことって考慮されたんですか。

答（市民窓口） 確かに委員おっしゃるように、半田のほうに直行するバスは、今現在ない状況でございますが、ただ、先ほどから申し上げておりますが、高浜市からの旅券申請者の大半、7割を超える方が半田市にある知多旅券コーナーを利用されている実績もでございます。そういった状況を踏まえまして、半田市を選択したということは間違っていないとは考えております。

委員おっしゃられましたように、車を持っていない方については、名鉄などを乗り継いで名鉄知多半田駅前にありますクラシティという施設になるんですけれども、そこまで行っていただく必要は出てきて御不便

をおかけする面もあるかと思いますが、御理解を賜りたいと考えております。

問（８） だから、先ほど言ったようにね、今、半田しかやってくれないんで半田に行っているんだけれども、刈谷でやれるっていったら、刈谷に行っちゃうんじゃないの。

答（市民窓口） 利便性だけを考えますと、市民の方は近いところでやれば、それにこしたことはないと思いますので、刈谷でもやっていただけるということであれば、選択肢が市民の方には広がってくるものと考えます。

委員長 ほかに。

#### 質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第５号の質疑を打ち切ります。

#### （５）議案第６号 高浜市道路占用料条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問（９） 今回の改正が、国や愛知県の改正を受けての実施だと思えます。ほかの市町村はどのようになっているか、お願いします。

答（都市整備） ほかの市町村でございます。まず、近隣の市町村の状況でございます。愛知県より通知がきて、西三河８市の状況を確認しております。豊田、岡崎を除いては、条例の改正を皆さん、本３月議会に上程されているようです。その後、御可決いただいたあとという前提で、31年４月１日から新しい占用料の事務を進めるということもお聞きしております。

問（９） あと、新旧対照表を見ると、ほとんどの占用料の単価が上がっていると思えます。あと、それによって予算への影響額と、またそれから、ほかのこの道路占用料以外で、公園等の占用料等もあると思えますが、その辺についてお願いします。

答（都市整備） 変更後の占用料の単価増の影響でございます。平成30年度の占用料の実績から推測しております。道路占用料等につきましては、約370万円の増額です。

他の占用料については、この条例を準用することになっておりますので合わせて増加が見込まれ、水路占用料につきましては64万円、公園の占用料につきましては約30万円の増額を見込んでおります。この増額は、平成31年度の当初予算について計上しておるんですが、今回、新たな料金の2割程度の増加を見込んで歳入を計上しておるところでございます。問（9） 公園については。

答（都市整備） 公園の占用料は約30万円の増額です。

問（9） もう1つ。新旧対照表で今、ほとんどが上がっているんですが、下がっているのが上空に設ける通路並びに、あとアーチ部分ですとか、その部分がちょっと。あと、地下に設ける通路が下がっていると思うんですけども、これは何のあれで下がるわけですか。

答（都市整備） 実際に下がった要因っていうところは、細かなところは調べておりません。基本、愛知県の単価に合わすというところで、金額は設定しておるところでございます。愛知県のほうが下がっているということで今回は、高浜市のほうも下げてるという状況でございます。

占用料自身がどのように決まっているかというところで、道路価格という価格をまず設定するんですが、その価格につきましては、高浜市の場合は、人口の区分で第2級地というところに該当し、それに対して、それぞれ道路価格を出すには、固定資産の評価額以外に造成費というものも加味しております。そういったものを加味した上で、愛知県のほうで設定しておるところでございます。ちょっと下がっている状況は分かっておりません。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第6号の質疑を打ち切ります。

(6) 議案第7号 高浜市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第7号の質疑を打ち切ります。

(7) 議案第8号 市道路線の認定について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第8号の質疑を打ち切ります。

以上で、本委員会に付託された案件の質疑は終了いたしました。

委員におかれましては、引き続き、議案第3号に係る自由討議を実施いたしますので、そのままお待ちください。

当局の方は、退席していただいて結構です。ただし、自由討議中に当局への質問が出た場合には、担当の部長、グループリーダー等をお呼び出しいたしますので、所在がわかるようにしておいていただきますようお願いいたします。なお、自由討議終了後は、各部長にご連絡いたします。

一般の方の傍聴は御自由ですので、よろしく願いいたします。

暫時休憩いたします。再開は11時25分。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時23分

委員長 それでは、再開いたします。

《自由討議》

(1) 議案第3号 高浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

委員長 ただいまより、自由討議を実施します。

自由討議を行う案件は、「議案第3号 高浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」であります。なお、実施に当たり、次の事項が申し合わせされておりますので、御了承をお願いいたします。

まず、委員の方の発言は、挙手をもって委員長の指名により発言をお願いします。次に、委員長の発言も可とし、副委員長との交代なしで発言させていただきます。次に、自由討議の終了時間は、委員長の判断で決定しますが、最大30分を目安とします。

確認事項としまして、その発言は委員会記録の中に記載されることとなりますので、御承知願います。以上であります。

それでは、御発言をお願いいたします。

意(8) 何点か議論させていただきたいんですけども、まず1点目が、進め方の話のところ、先ほども言いましたけれども、ここで議決する前に、一般の市民の方たちに検討中で話を持ちだすというのは、いかがなものかなと。だから、事前にここで揉んでから市民の方に展開するっていうのが基本のストーリーだというふうに思うんですけども。その辺、ほかの委員の皆さん、どういうふうに考えてみえるのか、ちょっとお話を聞きたいんですけども。

意(7) 私も、その点を指摘したいと思います。まず、議会のほうへ上げて、それからの提案というのか、値上げを検討するというような形が私は筋じゃないかなというふうに思っておりますので、そこら辺を皆

さん方がどういうふうにお考えになるのか。ありきで進めていくのか、要するに、議会が納得して値上げをすること自体の、そこら辺の判断を一つお願いしたいと思います。

意（13） 私はそうは思いません。検討中という形であっても、少なからずとも選挙でいうなら瀬踏み行為じゃないけれども、ある程度の住民の反応を見るということは必要なところでもあるとは思いますが。

ただし、出し方だとか、そのスピード感、それから出す場所、そういったところに対しては、若干、今回の場合は違和感があるかなという気もします。まず議会に上げて、それで議決してからというんであっても、議会が決めるというのは、それは決定する場面であって、議会に上げてくる段階では、既にもう当局側として、政策として検討しておるという事実がもう存在しているわけですから。これに関しては、そんなに問題がないのかなという気はします。

委員長 ほかに。

意（9） 今回、この議案で上がってきておる前で、先ほど市民生活グループのほうから説明があったように、小学校区で説明会を開いた。当然、私も説明会に出させてはいただいたんですけども、それに対して人数が少ないとかあったはあったんですけども、その段階を踏んで、その人数が少ないのは後日、それに対しての案内が悪かったのか、見ていなかったのかもあると思うんですけども、ある程度の段階を踏んではいると思っていますので、この内容で早いか遅いか、回数はもう少し増やせばいいと、それは個人的に思ったことは思いました。

委員長 ほかに。

意（15） 中には、やっぱりもうこれが決定事項というふうにとられている市民の方もみえましたので、やっぱりちょっとこれは、何らかのやり方が、僕は問題があったかと思えます、これは。

意（3） 僕はどちらかというところ、8番、7番委員と一緒に、今回の進め方に関しては、非常に違和感を持ってしまっていて。議案でこれが上がってきたときも、当局のほうとも、なぜこんなに急いで、いきなり出てきたのかなと。



質問の中でもありましたけれども、この件に関しては、全市民に直結するところでもありますし、リーダーからも、総括かどこかで答弁があったんですけれども、窓口で市民の方が取りにみえて、20円であればというような納得をして帰られたということなんです。本来は、ごみ減量を目的とするものであって、負担が軽くてよかったという方が、本当にごみの負担がこれで減るのかなと。

先ほどもリーダーはこれだけでは減らないと思いますよという部分で、本来でいえば、そのごみ減量のための共通認識をまずしっかりとやっていって、世の中の情勢と個々の負担ということで、公平性も含めて有料化をしていくという部分の説明がしっかり、まずなされるべきではないのかと。

そういった意識を皆さんが持った上で、本来は議案として上げてきていただくのが本筋なのかなというのがありますので。私もちょっと、この議案に関して、今のところまだどういうふうに態度をしようか悩んでいるところでもあるので、そこら辺ももう少し、皆さんの意見を伺うことがここでできればと思います。お願いします。

意（8） 事前に自分のお知り合いなんかといろいろね、身内という失礼かもしれないですけども、ごく近い人と、こういうことを考えているんだけどと、相談するのはそれは構わないと思うんですよ。

ところが今回やったのは不特定多数にやっちゃっているんで、誤解を招いちゃう。だからやり方、進め方のところは、その辺は慎重にやっていただきたいなというふうに思うのと、先ほど3番委員も言いましたけれども、有料化の話しか言ってないんですよ、ごみ袋が有料になるんだって。

本来の目的があって、総括のときに聞きましたけれども、議案書にもそういうことを書かれていないし、いつまでにどうするんだっていうのがなくて、手段だけ検討してくれっていうふうに出されても、これ、どう賛成すればいいのか。その辺がやっぱり、ここで、そういう説明の仕方になっているんで。逆に市民に対しても、その辺がきちんと本当に伝わっているかなというのがすごく疑問に思えるんで、その辺のところを

どういうふうに思われているのか。

それと、自分もごみ袋を取りに来た人だったと思うんですけども、なんでそうなるのって聞かれたときに答えられないんですよ。こちらも、こう議案として説明を聞いているわけじゃないし。さらっとね、概要は聞きましたよ、概要は。ごみ処理委員会の話で出ていたんですけども、さらっと聞いているだけで、聞かれたことに、問い合わせに答えようと思ったら答えられない。向こうはやっぱり、なんで知らないのって、議員なのにどうして知らないのっていう、疑問を持たれるんですよ。それもうつらいというか、そういうところも多々出てきちゃうんで。やっぱり進め方のところを、ここできちんと揉んでいただいて、そこからお知らせをかけるのは、全然問題ないと思うんですけども。

その前に、もしやるのであれば自分たちの考えていることを、逆に言うとな、身近な近くの人にね、こういうことを考えているんですけどもどう思うっていう、そういうのは全然問題ないと思うんですけども。不特定多数にやったのは、いかななものかなという気がするんですけども。

委員長 ほかに。

意（１） ８番委員が言われるように、僕も一般質問等からいろいろとやらせてもらったんですけども、やはり、確かに議会制民主主義という中で、議案を出してから、通ってから説明をしていくっていうのも筋だと思し、13番委員が言われたように、その逆もありというか、もう決まっちゃった話でしょうというふうにとられる市民の方も、もしかしたらおられるのかなと思います。

でも、今回の進め方としても、先ほどグループリーダーも言っていましたけれども、紙にもうずっと前から印刷されてということで、その辺からすると、あと窓口での話を聞くと、かなり、やはりもうありきでずっと前から進んでいるのかなと思うんで。そのありきだとすると、もう少しやはり、周知というのは説明会だけではなく、もうちょっと違う展開ができなかったのかなという疑問は、確かにあります。

市民の皆さんへの伝わり方ということなんですけれども、先ほど幸前

委員も質問の中で言っていました、僕も確かに今回のごみの問題っていうのは、中央公民館と違って、全ての皆さんに関わることだと思っています。なので、どちらかというとなんか本当に高浜の説明会に行きましたけれども、僕は本当にもう満員ぐらいか、かなり質問というか抗議も出るのかなと思っていたら、もう本当に、皆さんも各地で行かれたと思いましたが10数名。その内訳を言ったら、もう本当にとても言えないような内訳だったので。そこが本当に、市民の皆様が何回も言っているんですけども、あれを知らないのか、諦めなのか、納得しているのかっていうのが、非常にわからない。

でも、それをじゃあ伝えようと、行政側から議員としても伝えようとすると、どういうふうなことをすれば、本当に市民の皆様にも隅々まで伝わるのかなっていうのは、非常に思っています。取りとめもなくすみません。そんな意見です。

委員長 ほかに。

意（3） ちょっと自分の中でもまだわからないんですけども、7月ではなくて1月、来年からごみ袋を有料化しますという形でも、何か支障があるのかなというのが、すごく疑問があつて。先ほど聞けばよかったんですけども、何かあるんですかね。なければ別に、その今回ではなくて、次でもいいのかなと。市民の中の方には、延期になりましたという形でも十分なのかなと。1月に延期ですという形でもいいのかなという気もしなくはないんですけども。

意（8） 別に、時期は7月でもいいとは思いますが、今、本当にね、不特定多数に聞くと、どれだけの人が知っているのと言われたら、ものすごく恐いんですよ、今のやり方で進められちゃうと。だから、7月までにやるのであれば、こういうことをやってやらせてくださいという、何か附帯条項か何か付けてくれないと。

あとでね、なんでそんなん認めたんだっていうふうには、こちらの身にかかってきても本当に恐いんです。逆に言うと、先ほどの話じゃないですけども、広報とホームページで伝わるとは思えないです。そうやって考えると、こう、今の情勢の中で、やっぱり、1軒1軒回るなんて、こ

んなん現実的じゃないし、町内会の会員さんには悪いけれども、それを集めてでもやるぐらいの心意気というか、それぐらいのことをやっていただいても何らね。何かのときに、そんだけの思いでやっているんだということを、きちんと伝えるということを行政側が責任を持ってやってくれないと。これから同じようなこと、同じような問題が出た時に、例えば今からでも、公共施設の利用料金を見直すという話が出てくるわけじゃないですか。その時に、今と同じようにやれば、多分利用者の方にはそうやって説明するだろうけれども、なんでこんなに高いのっていう話がぽっと出てきたら、これこれこうでっていうことを、本当に理解して利用いただけるかどうかというのは、すごく疑問に感じるんで。

やっぱりここは、市民全体に関わるということだから、そこをきちんと説明することをやっぱりやっていただくということを、なんか附帯決議かなにかで付けさせていただくほうが、議会としての責任じゃないかなとは思うんですけれども。その辺はどういうふうに思われますか。

意（3） 多分、向かっていく方向というんですかね、行政が示している方向は、多分皆さん賛成だと思うんです。有料化していくというのは僕も賛成なんですけれども。今8番委員が言われたように、委員会とか議会からしっかりと、今回、これ議決を可決、賛成されるにしても、何かちょっとアクションはほしいかなというふうに思うんですけれども。それが何か、もし可能であれば。

議員経験が長い9番、13番、15番委員さん、何か。

意（15） 僕、今8番委員が言われたように、やっぱり、ただ賛成じゃなくて、やっぱり今、話があったように、やはりこちらの考えもやっぱりきちっとつけた上で、賛成なら賛成というふうに、僕は8番委員の考えに、僕は賛成いたします。

意（1） 僕も一つ、それについて聞きたいんですけれども、歴が浅いんで。そういったことっていうのは可能なんですか。今までもあったのかなっていうのはちょっと。

意（7） 私もこれに関しては、説明会やなんかに出て行ってそう思ったことは、ありきというのか、そこら辺のことはあれですけれども、確

かに行政側のほうは印刷物やいろんなところで言うておるということを言われるんですけども、そこら辺を強調されて言われとる部分は、かなり少ないとは思いますが。

ほとんどの人が、やっぱり知らないというのか。それと、オーバー。かなり40枚、例えば買われとる人に関しても、そのオーバーした部分に関して買われとる人に関しても、40円は高いということと言われるんですけども、1枚。それが半分の20円になれば安さを感じるというのか、そこら辺で多分、皆さん、最終的に受け取りに来られるときに、この7月から20円になりますよということと言われりゃ、ああ半額になるんだなど。何も抵抗なくて、たぶん受け止められていかれると思うんですけども、実際問題としては、私はもっとやっぱり、先ほどから言われている8番委員なり、3番委員のように、やっぱりあくまでも市民に対してきちんとした周知を図って。

先進市の逗子のほうで聞いた話では、そういった事情は多少は違うんですけども、約1,000日ぐらい職員が各地域に回って積み上げてきたと。それで、有料化にしたというようなことを言われておったと思うもので、有料化ありきのあの説明会に関しては、非常に抵抗を感じたというのが私の意見です。

なので、まだこの7月ではなくて、別に1月なら1月で一度きちんとしたごみ袋を配布する。例えば有料化するごみ袋をつくられてから、その状況を見ながら私は決めてもいいじゃないかなというふうに思っています。

意（9） ちょっと、幸前委員が言われたことに対しての、皆さんの意見を確認するあれではないんですか。上げ方とか持っていき方とかを自由に話してよければ、自由にあれなんだけれども、それでいいですか。

意（8） それはいいです。

意（3） 自由じゃないですか。

意（9） あっちいたりこっちいたりしていいわけですか。

意（8） 自分が言いたかったのは、きちんと周知徹底することをやってほしいという話。そのことに関しては、皆さん、発言されている方は、

みんな賛成いただいていると思うんですよ。

時期がどうのこうのっていうのは、7月までにやれるのかっていう疑問符がついているんで、それで1月にしたらどうだってことを言われていると思うんですよ。その辺のその周知する仕方についてね、何か御意見があるんであれば。1番委員が言われましたよね、やったことがあるんですかというふうに言われたんだけど、以前から何遍も言うように、資源ごみの立ち当番をやられたときに、2班ずつ集められて県営住宅に行った覚えがあるんですよ。日曜日の夕方だったと思うんですけども。

意（1）　そういったことではなくて、議会のテクニクとして。委員会なり本会議ですけれども、その議決するとき、附帯決議というのは付けられるものなんですか。

意（9）　それもちょっと関連すると思うんだけど、今回のあれで、各町に対しての町内会長を集めての行政連絡会での、市からの説明があって、今回私も、田戸町の町内会の総会と碧海町の町内会総会に出させていただいたんだけど。その総会の場で、これのあれで、あくまでもごみ袋の有料化で、減量とかなんか、一切そういう話はなかったし、それからそれに対して、市からの世帯割で下りてくる金額の使い道に対してだけの説明をされている部分があるもんだから、各町内会長の受け取り方が大分、ちょっと違つとる部分もあるもんですから。そういう部分も含めて、改めてそういう7月から始めるなら始めるでいいけれども、その辺をもう一度、新しい町内会長に対しても、市からそういう説明を再度、今回こういういろんな意見が出ているから、それを含めて、もう一度確認をとられたらどうかなと。

意（13）　附帯決議は過去にもあるし、やれんことはないということは思うんですけども、その附帯決議に関してはここで、この委員会の中で話をするようなことではなくて、各会派で一回戻っていただいて議運に、最終日に間に合うように上げていただくというのが基本的なルールだから、その形をとっていきべきだなということは、一つ思います。

それから、この7月1日からというものをもし変えようとするんだっ

たら、否決するしかないから、この議案は。それに対してどうするかということも、当然これは、それぞれの議員さんの考え方、会派の考え方になってくると思うから。これも、ここでどうするかという話をすべきことではないかなという気がします。

だから多分、8番委員が一番やりたかった自由討議というのは何かといたら、自分の思っるとる疑問点、違和感、こう不信感みたいなもの。そういったものがどこまで認識されとるか、というところの確認が多分とりたかった自由討議だったんだらうなという気がするのです。

通常だと、賛成の立場とか反対の立場とかという物言いになるんだけど、今日はそういうふうではないから。逆に言うと、ここで今、皆さん方が言われた、私も含めてね、言われたことに関して、それをどう当局に伝えるんだと。その伝え方のことと、それからもう一つは、その内容。それから今からのやり方、そういった部分も含めて、一度持ち帰ってよく考えて、最終日に判断しましょうねという投げかけというようなイメージを非常に思ったんです。こっから先、あんまり言ってもね、そんなに、何か進展するわけじゃないから。

それから、それはやっぱり各派代表者の中で話をして、調節をしてもらえばいい案件になってくると思うんで、この後のことは。ちょっとその辺のところをルール上、多分うちの局長が一番よく知ってみえるんで、その辺に相談をかけながら、どういうやり方が一番いいんだらうかというところ。

それから、時間が本当はないし、附帯決議にしたって、いい加減な文面じゃ駄目なもんだから、きちんと附帯しなければいけないし、当局に対して訴えるべきことでなければいけないと思いますんで。その辺のところは、また、うちも会派の中でよく話し合いをさせていただけたらなということだと思います。

非常にいい投げかけをいただいたなということを思っています。それは、今ここでの感想で、やっぱり時間的な問題、やってきたやり方の問題、今からの時間の問題もそうだけれども、やっぱりごみ減量の意識づけに対しての、市民に向けてのものというのが非常に足らなかったとい

うところと。それから、費用負担の受益者負担の部分に関しても、もう少ししっかりと出していかないと、次の展開に結び付いていかないとと思うんだよね。そここのところをやっぱりきちんと今から進めていく中で、市民のほうにしっかりと伝えていただくということ。

それから、もう1点は、減免の話は総括でも出たし、ここでもちょっと出ただけけれども、どうもそれも、ちょっとばらばらのところがあるじゃない。例えば水道料の減免なんかは、障がい者なんかは、水道料の減免があるじゃない。これは、じゃあ減免はないのという話。結局、あるものがあったり、ないものがあったり。その辺のところも使用料と同じで、こういうものも同じであって、1回きちんと整理整頓して、こういう線の方々にはきちんとフォローしていきましょうよ、というところをルールを持ってもっていかないと、すごく大概な話になっていっちゃうような気がするんだよね。これもいい機会だから、その辺のところも含めてしっかりと考えてもらうようなところも盛り込めればね、盛り込んだほうがいいのかという気がします。以上です。

意（8） きょうの採決は、どうなる。きょうの終わったあとの採決。

意（3） 方向性としての採決はやれると思うんですけども、その採決を踏まえて最終日に議決までの間でどういうアクションをしていくかで、最終議決が決まると思うんで、その間ですよ。

意（7） 皆さん、あれでしょ、賛成だけど要するに。

意（13） 自由討議の中で、これ委員会の最中だからね。ここで賛成にしますか、反対にしますかということをお話し合うことはできないから、基本的には。個人の議決だから、あくまでも。それをどうしますかという話はない。自分自身でどうするかを決めて採決するしかない。

委員長 これでは発言もないようですので、議案第3号についての自由討議を終了いたします。

なお、これより採決に当たり当局の方が入場しますので、ここで暫時休憩とし、委員会につきましては、正午、12時に再開いたしますので、よろしくお願いたします。



休憩 午前11時51分

再開 午前11時56分

委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。ここで当局より、発言の許可を求められていますので、これを許可します。

答（市民窓口） 先ほど、8番委員さんの質問の際、刈谷のほうでも旅券の申請ができれば、刈谷のほうを皆さん選ぶのではないかという御質問があつて、それに対する答弁が少し不十分な点がありましたので、再度、答弁させていただきたいと思います。

この旅券事務に関しましては、先ほども説明したんですが、旅券法の改正に伴いまして、この4月以降、市としてどこか一つを選択しなければいけないという状況の中で、先ほども答弁しましたが利便性、そしてコスト面ということを考えまして、その両者を天秤にかけながら5つ選択肢のあった中で、一つに選んだという経緯がございます。

当然、刈谷市のほうも8番委員さんが言われたように、利便性の面だけを考慮すればいいということで、一度検討させてはいただいておりますけれども、やはりランニングコストで刈谷市さんとやる場合、検討当時の概算で200万円以上毎年開きがあつたということで、コスト面のほうからみると、やはり市の財政に負担が大きいという判断もして、半田市と事務の委託を結んだ経緯がございます。

先ほど私の答弁で、刈谷市でも旅券の事務が申請ができるのではないかという誤解を与えてしまつてはいけないということで、再度、答弁をさせていただきます。

また、いろいろと旅券事務の申請で御不便をかけるという御意見もあつたんですけれども、やはり高浜市民の大半の方が、今現在も半田市を利用されているということで、最低限のサービスは維持させたいという思いと、あと、旅券につきましても10年に一度のことですので、何とぞ御理解をいただきたいということを申し上げて答弁とさせていただきます。

《採 決》

- (1) 議案第2号 高浜市公共施設等整備基金の設置及び管理に関する  
条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (2) 議案第3号 高浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改  
正について

挙手全員により原案可決

- (3) 議案第4号 高浜市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部  
改正について

挙手全員により原案可決

- (4) 議案第5号 半田市と高浜市との間の一般旅券の申請の受理、交  
付等に関する事務の委託に関する規約について

挙手全員により原案可決

- (6) 議案第6号 高浜市道路占用料条例の一部改正について、

挙手全員により原案可決

(7) 議案第7号 高浜市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(8) 議案第8号 市道路線の認定について

挙手全員により原案可決

委員長 以上をもって、当委員会に付託となりました全案件の審査を終了いたします。

お諮りいたします。審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願って、よろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長 以上をもちまして、総務建設委員会を閉会いたします。

委員長挨拶

終了 午後0時2分

総務建設委員会委員長

総務建設委員会副委員長